

感染症法(※)で規定されている感染症

(令和5年9月25日現在)

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)

感染力と、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、感染症を1類~5類に類型化

一類感染症

(危険性が極めて高い)

1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

二類感染症

(危険性が高い)

1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)
5	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。)
6	鳥インフルエンザ(H5N1)
7	鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症

(特定の職業への就業により集団発生を起し得る)

1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	バラチフス

四類感染症

(人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染する)

1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)
3	A型肝炎
4	エキソコックス症
5	エムボックス
6	糞熱
7	オウム病
8	オムスク出血熱
9	回腸熱
10	キャサスル森林病
11	Q熱
12	狂犬病
13	コクシジオイデス症
14	ジカウイルス感染症

15	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がレネキア属SFTSウイルスであるものに限る。)
16	腎臓候性出血熱
17	西部ウマ脳炎
18	ダニ媒介脳炎
19	炭疽
20	チクングニア熱
21	つつが虫病
22	デング熱
23	東部ウマ脳炎
24	鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く。)
25	ニパウイルス感染症
26	日本紅斑熱
27	日本脳炎
28	ハンタウイルス肺症候群

29	Bウイルス病
30	鼻疽
31	ブルセラ症
32	ペネズエラウマ脳炎
33	ヘンドラウイルス感染症
34	発しんチフス
35	ポツリヌス症
36	マラリア
37	野兔病
38	ライム病
39	リッサウイルス感染症
40	リフトバレー熱
41	類鼻疽
42	レジオネラ症
43	レプトスピラ症
44	ロッキー山紅斑熱

五類感染症

(発生動向調査を行い、必要な情報を公開することによって、発生・拡大を防止すべき感染症)

全数把握

1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
4	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)
5	急性脳炎 (四類感染症における脳炎を除く。)
6	クリプトスポリジウム症
7	クロイツフェルト・ヤコブ病
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
9	後天性免疫不全症候群
10	ジアルジア症

11	侵襲性インフルエンザ菌感染症
12	侵襲性髄膜炎菌感染症
13	侵襲性肺炎球菌感染症
14	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)
15	先天性風しん症候群
16	梅毒
17	播種性クリプトコックス症
18	破傷風
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
21	百日咳
22	風しん

23	麻しん
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症

定点把握(指定届出機関)

小児科定点(週報)

25	RSウイルス感染症
26	咽頭結膜熱
27	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
28	感染性胃腸炎
29	水痘
30	手足口病
31	伝染性紅斑
32	突発性発しん
33	ヘルパンギーナ
34	流行性耳下腺炎
県独自	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)
県独自	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を 原因として同定された場合を除く。)
県独自	マイコプラズマ肺炎
県独自	無菌性髄膜炎

インフルエンザ定点(週報)

35	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等 感染症を除く。)
49	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル ス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機 関に対して、人に伝染する能力を有することが新た に報告されたものに限る。))であるものに限る。)

眼科定点(週報)

36	急性出血性結膜炎
37	流行性角結膜炎

性感染症定点(月報)

38	性器クラミジア感染症
39	性器ヘルペスウイルス感染症
40	尖圭コンジローマ
41	淋菌感染症

基幹定点(週報)

35	インフルエンザ(入院患者に限る。) (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等 感染症を除く。)
49	新型コロナウイルス感染症(入院患者に限る。) (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル ス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機 関に対して、人に伝染する能力を有することが新た に報告されたものに限る。))であるものに限る。)
28	感染性胃腸炎(病原体がロタ ウイルスであるものに限る。)
42	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)
43	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌 を原因として同定された場合を除く。)
45	マイコプラズマ肺炎
46	無菌性髄膜炎

基幹定点(月報)

44	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
47	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
48	薬剤耐性緑膿菌感染症

新型インフルエンザ等感染症

1	新型インフルエンザ
2	再興型インフルエンザ
3	新型コロナウイルス感染症
4	再興型コロナウイルス感染症

感染症法で規定されている感染症以外で県単独で実施しているもの

小児科定点(週報)	ヒトメタニューモウイルス感染症
-----------	-----------------

なお、指定届出機関の管理者は、下記の疑似症についても、届出の対象とされている。

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的
知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と判断することができないと判断したものの。

(1)において、当該症状が下記にあてはまる場合には、届出の対象とはならない。

- ・感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合
- ・感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合